

日時：令和元年11月21日（木）

午前10時から

場所：北とびあ第2研修室

令和元年度第3回東京都北区空家等対策審議会 次第

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定空家等の措置状況について
- (2) 特定空家等に係る勧告に関する審議について（管理番号30-06）【第29号議案】
- (3) 特定空家等の状態にあるか否かの判定に関する審議について（管理番号30-07）【第30号議案】
- (4) 特定空家等に係る勧告に関する審議について（管理番号30-08）【第31号議案】
- (5) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-03）【第32号議案】
- (6) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-04）【第33号議案】
- (7) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-05）【第34号議案】
- (8) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-06）【第35号議案】
- (9) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-07）【第36号議案】
- (10) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-08）【第37号議案】
- (11) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-09）【第38号議案】
- (12) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-10）【第39号議案】
- (13) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-11）【第40号議案】
- (14) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-12）【第41号議案】
- (15) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-13）【第42号議案】
- (16) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-14）【第43号議案】
- (17) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-15）【第44号議案】

（裏面へ）

(18) 特定空家等の状態にあるか否かの判定及び当該特定空家等に係る助言又は指導に関する審議について（管理番号01-16）【第45号議案】

(19) 略式代執行の経過報告について

3 閉 会

《配布資料》

(事前送付資料)

- ・ 東京都北区空家等対策審議会委員名簿 【資料3-1】
- ・ 特定空家等措置状況一覧 【資料3-2】
- ・ 議案一式 【第32号議案～第45号議案】

(当日配布資料)

- ・ 諮問文
- ・ 座席表
- ・ 略式代執行の経過報告について 【資料3-3】
- ・ 特定空家等認定議案（写）

東京都北区空家等対策審議会委員名簿

(敬称略)

		氏 名				職業・所属・団体名
1	会 長	たか 高	はし 橋	まさ 雅	お夫	学識経験者（日本大学法学部法律学科教授）
2	副会長	うち 内	やま 山	ただ 忠	あき 明	学識経験者（弁護士）
3	委 員	おお 大	しま 島	まさ 正	み美	東京司法書士会 北・荒川支部
4	委 員	きさ 木	ぬき 佐	ただ 正	し	（一般社団法人）東京都建築士事務所協会 北支部
5	委 員	こ 小	ばやし 林	いさむ 勇		（公益社団法人）東京都宅地建物取引業協会 北区支部
6	委 員	て 手	つか 塚	やす 康	ひろ 弘	（NPO法人）日本地主家主協会
7	委 員	や 矢	の 野	まこと 誠		王 子 警 察 署
8	委 員	おお 大	こし 越	しゅう 周	いち 一	赤 羽 警 察 署
9	委 員	さ 佐	とう 藤	まさ 雅	かず 一	滝 野 川 警 察 署
10	委 員	えん 遠	どう 藤	みき 幹	お雄	王 子 消 防 署
11	委 員	から 唐	さわ 澤	まなぶ 学		赤 羽 消 防 署
12	委 員	ひら 平	まつ 松	かず 一	たか 隆	滝 野 川 消 防 署
13	委 員	こみ 小	みやま 山	しょう 庄	いち 一	北 区 危 機 管 理 室
14	委 員	ふじ 藤	の 野	ひろ 浩	し 史	北 区 生 活 環 境 部
15	委 員	みね 峯	ざき 崎	ゆう 優	じ二	北 区 健 康 福 祉 部
16	委 員	まえ 前	だ 田	ひで 秀	お雄	北 区 保 健 所
17	委 員	さ 佐	とう 藤	のぶ 信	お夫	北 区 土 木 部

令和元年11月21日

令和元年 11月 21日
第3回北区空家等対策審議会資料

略式代執行の経過報告について

1 報告に係る特定空家等

住居表示：滝野川 2 - 25 - 5

(第5号議案：管理番号 30 - 05)

2 経過

○令和元年 8月 20日

特定空家等に係る命令及び代執行について (第26号議案答申)

○令和元年 9月 6日

略式代執行に係る公告 (別紙のとおり)

3 現状

令和元年 11月 21日現在、特定空家等の状態の改善はされていない。

4 今後の予定

このまま特定空家等の状態が改善されない場合は、略式代執行を講じる。

東京都北区告示第二百七十号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する特定空家等の状態にあると認められる空家等について、同法第十四条第三項の規定による措置を命ぜられる者を確知することができないため、同条第十項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年九月六日

東京都北区長 花川 與惣太

一 当該特定空家等の所在等

所在 北区滝野川二丁目二十五番五号（家屋番号 二十四番八 地番 二十二番一）
構造 木造平家建 床面積 八十九・二五平米

二 措置を命ぜられるべき者が行うべき措置の内容

建物除却（基礎を除く。）及び敷地内残置物の撤去

三 二の措置が必要となる理由

屋根は崩落し、外壁は崩れ道路に傾いている状態が認められ、周辺の建築物及び通行人に対する危険の切迫性が高く、このことが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態に該当するため

四 措置の期限

令和元年十一月二十五日

五 東京都北区長等による措置

四の期限までに二の措置が行われない場合は、措置を命ぜられるべき者の負担において、東京都北区長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。